

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 28 年 10 月 3 日 答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 3件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500536号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600229号

第1 結論

請求者のA事業所(以下「B事業所」という。現在は、C事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年2月1日から同年9月16日に訂正し、昭和57年2月から同年8月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和57年2月1日から同年9月16日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年2月1日から同年9月16日まで

厚生年金保険の加入記録では、B事業所での被保険者資格喪失日が昭和57年2月1日となっているが、同年9月16日に会社の都合により厚生年金保険の被保険者資格を打ち切られるまでは、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は昭和55年4月1日に資格取得、昭和57年1月31日に離職と記録されているものの、当該離職に係る処理が昭和58年11月18日に行われていること、並びに複数の同僚及び請求期間当時B事業所において経理事務を担当していたとする者の回答、並びに同事業所に係る事業所別被保険者名簿において、昭和57年の定時決定が記録されていたことから判断すると、請求者は請求期間に同事業所に勤務していたことが認められる。

また、上記事業所別被保険者名簿によると、昭和57年9月16日付けで請求者を含む22人の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年2月1日とする届出を受け付けていることが確認できる。

さらに、回答のあった複数の同僚は、請求期間当時、B事業所の経営状態はかなり悪かった旨回答しており、上記経理事務を担当していたとする者は、同事業所の経営状況が悪化して倒産寸前だったため、請求者を含む多くの従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたが、遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行った旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和57年2月1日に被保険者資格を喪失し

た旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、上記事業所別被保険者名簿により確認できる請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の受付年月日から、昭和 57 年 9 月 16 日に訂正することが妥当である。

また、昭和 57 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、上記事業所別被保険者名簿により確認できる昭和 57 年 1 月の記録から、20 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501833号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600230号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月8日の標準賞与額を27万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月8日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与項目検索画面記録(H17/07夏期賞与)及びB厚生年金基金から提出された請求期間に係る厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届により、請求者は、同社から平成17年7月8日に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(27万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月8日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600317 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600231 号

第 1 結論

請求者の A 事業所 (現在は、B 事業所) における平成 17 年 7 月 5 日の標準賞与額を 25 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 5 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 7 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 5 日

年金事務所からのお知らせにより、A 事業所における平成 17 年 7 月 5 日の賞与に係る年金記録がないことを知った。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 事業所から提出された請求者及び同僚に係る平成 17 年 (上期) 賞与支給明細書並びに振替伝票により、請求者は、平成 17 年 7 月 5 日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 25 万 1,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 7 月 5 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 17 年 7 月 5 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600138号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600232号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年9月1日から平成5年10月30日まで

親会社の命令でA社の代表取締役として異動したが、私には権限はなかった。親会社の倒産に伴い同社を整理したが、私の標準報酬月額が引き下げられたことは知らなかった。請求期間の標準報酬月額の記録を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成6年1月31日)の後の平成6年3月24日付けで、請求者について、平成4年1月の随時改定及び同年10月の定時決定の記録を取り消された上で、平成3年9月から平成5年9月までの25か月間の標準報酬月額について、遡って8万円に減額訂正処理が行われていることがオンライン記録により確認できる。

また、請求者が請求期間のものであるとして提出した17か月分の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる減額訂正後の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、請求者は、標準報酬月額の減額訂正手続には関与していない旨陳述しているが、請求者が請求期間及び減額訂正処理日当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、A社が社会保険料を滞納していたことは認識しており、同社の整理にあたり、社会保険事務所(当時)の課長と社会保険料の納付について話をし、小切手を振り出した旨陳述していることから、実質的にも社会保険に関する権限を有していたと考えられる。したがって、請求者は、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張す

ることは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。